

薬剤師不在時の対応

Check	対応内容	参考
<input type="checkbox"/>	薬剤師不在時間は、調剤室を閉鎖することができる。	施行規則第 14 条の 3 第 3 項 構造設備規則第 1 条第 1 項第 10 号ニ 施行通知
<input type="checkbox"/>	薬剤師不在時間内に登録販売者が第 2 類・第 3 類医薬品を販売する場合は、薬局製造販売医薬品陳列区画、要指導医薬品陳列区画又は第一類医薬品陳列区画を閉鎖することができる。	施行規則第 14 条の 3 第 1 項 施行規則第 14 条の 3 第 2 項
<input type="checkbox"/>	薬剤師不在時間内に一般従事者のみが勤務する場合は、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖し、閉鎖した区画の入口に専門家不在時の薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の販売又は授与は法に違反するためできない旨を表示することができる。	構造設備規則第 1 条第 1 項第 6 号 構造設備規則第 1 条第 1 項第 11 号ハ 構造設備規則第 1 条第 1 項第 12 号ハ 施行通知
<input type="checkbox"/>	薬剤師不在時間に係る次の事項を、薬局内及び薬局の外側のそれぞれ見やすい場所に掲示することができる。 ・調剤に従事する薬剤師が不在のため調剤に応じることができない旨 ・調剤に従事する薬剤師が不在にしている理由 ・調剤に従事する薬剤師が当該薬局に戻る予定時刻	施行規則第 15 条の 16 施行通知
<input type="checkbox"/>	1 日当たりの薬剤師不在時間は、4 時間又は 1 日の開店時間の 2 分の 1 のいずれかの短い時間を超えない。	体制省令第 1 条第 1 項第 7 号
<input type="checkbox"/>	薬剤師不在時間内は、管理を行う薬剤師が、当該薬局において勤務している従事者と連絡をとることができる体制を備えている。	体制省令第 1 条第 1 項第 8 号 施行通知
<input type="checkbox"/>	薬剤師不在時間内に調剤を行う必要が生じた場合に、近隣の薬局を紹介すること又は調剤に従事する薬剤師が速やかに当該薬局に戻る事その他必要な措置を講じる体制を備えている。	体制省令第 1 条第 1 項第 9 号 施行通知
<input type="checkbox"/>	薬局外から薬局に戻った際には、薬剤師不在時間内に当該薬局において勤務していた従事者に状況を報告させるとともに、次の事項を薬局の管理に関する帳簿に記載する体制を備えている。 ・薬剤師が不在となった理由（薬局外で行っていた業務の内容） ・薬剤師が不在となった時間 ・薬剤師不在時間内における薬局の状況	施行通知
<input type="checkbox"/>	薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務が実施できる。	体制省令第 1 条第 2 項第 6 号 施行通知

施行規則：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則

構造設備規則：薬局等構造設備規則

体制省令：薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令

施行通知：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行等について

（平成 29 年 9 月 26 日 薬生発 0926 第 10 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）